

◎新潟県告示第170号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年2月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 施行者の名称

十日町市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 十日町都市計画下水道事業

(2) 名称 十日町市公共下水道

3 事業施行期間

昭和50年3月25日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和50年新潟県告示第344号、昭和50年新潟県告示第896号、昭和54年新潟県告示第1417号、昭和58年新潟県告示第583号、平成元年新潟県告示第1374号、平成6年新潟県告示第1541号、平成12年新潟県告示第1543号及び平成24年新潟県告示第465号の事業地のうち大字寅甲字行塚地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

十日町市大字寅甲字行塚地内